

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1328号)

平成27年12月25日

横 情 審 答 申 第 1328 号

平 成 27 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く
諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 27 年 5 月 1 日 資 中 事 第 25 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 中 区 の み な と の 見 え る 丘 公 園 内 の 家 庭 ご み 集 積 場 の 設 置 さ れ た 経 緯 と 、 設
置 場 所 の 地 権 者 と の 契 約 書 」 の 非 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「中区のみなどの見える丘公園内の家庭ごみ集積場の設置された経緯と、設置場所の地権者との契約書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区のみなどの見える丘公園内の家庭ごみ集積場の設置された経緯と、設置場所の地権者との契約書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月31日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求については、本件処分時において、本件申立文書は横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に基づき制定された行政文書分類表により、5年の保存期間が経過したため廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。
- (2) しかしながら、本件異議申立てを受けて改めて確認したところ、中区の港の見える丘公園内（A町B番地付近）のごみ集積場所（以下「本件集積場所」という。）が設置されたのは、ごみ集積場所設置基準（平成16年9月1日制定。以下「設置基準」という。）の制定より前のことであると考えられ、設置基準制定以前は、地域等から、ごみ集積場所（新設・変更等）申請書（以下「申請書」という。）等の提出を求めていなかったことから、設置された経緯が分かる文書は存在しない。

また、ごみ集積場所が私有地等の場合、実施機関は現在の設置基準では申請書に地権者の承認印を求めているが、設置基準の制定以前、以後を通じて地権者との契約書の提出を求めている。

したがって、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件集積場所について、現在も家庭ごみ集積場として場所を使用していて、設置された経緯が存在しないのであれば至急使用をやめるべきである。
- (3) 本件請求と同日の環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園事務所」という。）宛開示請求において、申立人は南部公園事務所に契約書及び申請書が存在することを確認しているが、資源循環局に存在しないことに疑問を感じる。

5 審査会の判断

(1) ごみ集積場所設置に係る事務について

実施機関では、現在、設置基準に基づき、ごみ集積場所の設置等に係る事務を行っている。設置基準は、ごみ集積場所の設置等に係る事前協議の手続等を規定しており、ごみ集積場所の設置等に当たっては、当該事由の発生する1か月前までに申請書を提出することとしている。

実施機関は設置基準が制定された平成16年9月以前は、申請書又はその他の文書の提出を求めておらず、地域等からの連絡を受けてごみ集積場所の現地を確認し、収集事務を行っていた。

また、収集に当たり私道を通行する場合等において、実施機関は現在の設置基準では申請書に地権者の承認印を求めているが、設置基準制定の以前、以後ともに、地権者との契約書の提出は求めている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件集積場所が設置された経緯が分かる文書及び当該設置場所の地権者との契約書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないとしているため、当審査会で、平成27年9月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件集積場所については、港の見える丘公園（以下「公園」という。）を管理する南部公園事務所から、平成11年度の公園整備以前よりごみ集積場所として使用されていることを確認している。

- (イ) 本件集積場所の設置に当たっての、申請書に類する設置要望書、設置に関して地域等と調整した記録及び設置経緯を記載したメモ等については、作成し、又は取得しておらず、保有していない。また、仮にこれらの記録が存在していたとしても、これらは申請書に準ずる文書として取り扱うことが想定されることから、5年の保存期間経過のため廃棄済みと考えられる。念のため、保存文書について検索したが、存在しなかった。
- (ウ) 本件集積場所の設置等に関しては、南部公園事務所と地域との間では文書のやり取りがあるが、資源循環局家庭系対策部中事務所（以下「中収集事務所」という。）と地域との間では文書は存在しない。
- (エ) ごみ集積場所の地権者との契約書については、平成16年9月の設置基準の制定以前、以後を通じて、提出は求めている。設置基準制定以後は、ごみ集積場所の設置等に当たり、ごみ集積場所の設置希望者から収集事務所へ提出が必要な書類は申請書のみであり、収集に当たり私道を通行する場合等は、申請書に地権者の承認印を求めることを定めている。
- (オ) 設置基準制定以前の収集事務所の事務は、ごみ集積場所の設置希望者や地域等からの連絡を受けてごみ集積場所の現地を確認し、収集を行うものである。設置基準制定以後は、ごみ集積場所の設置希望者からの申請書の提出に基づいて収集を行っており、申請書以外の文書を用いることなく事務を進めている。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会で南部公園事務所に確認したところ、本件集積場所については、平成16年9月の設置基準制定以前、さらに平成11年度の公園整備以前からごみ集積場所として使用されている、とのことである。そのため、本件集積場所設置に当たって地域等と調整した記録が存在するとしても、平成11年度以前のものと考えられる。

これについて実施機関は、本件集積場所は設置基準制定以前から使用されているため申請書の提出を求めず、取得しておらず、保有していないと説明している。申請書は、設置基準制定以前は提出を求めている文書であることから、取得しておらず、保有していないという実施機関からの説明は、不自然ではない。

また、実施機関は、中収集事務所と南部公園事務所、中収集事務所と地域等との間で調整した記録等についても作成し、又は取得しておらず、保有していない、と説明している。

他機関や地域等との文書による調整を要せずに、地域等からの連絡に基づき現地を確認し、収集する、という設置基準制定以前の収集事務所における業務の進め方から考えると、本件集積場所の設置等に係る記録をしておらず、申請書についても、提出を求めず、作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関からの説明は、不合理であるとまでは言えない。

また、本件集積場所の設置等に関する地権者の契約書については、設置基準制定以前、以後を通じて提出を求める運用ではないため、それらを作成し、又は取得しておらず、保有していないことは不自然ではない。

ウ これらの点から、申立人の求める本件集積場所が設置された経緯が分かる文書及び当該設置場所の地権者との契約書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は、妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年5月1日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年5月21日 (第184回第三部会) 平成27年5月22日 (第271回第二部会) 平成27年5月28日 (第269回第一部会)	・諮問の報告
平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・審議
平成27年9月11日 (第277回第二部会)	・審議
平成27年9月25日 (第278回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年10月9日 (第279回第二部会)	・審議
平成27年11月6日 (第281回第二部会)	・審議